

美しい森林づくり活動推進事業（継続）

【平成21年度予算額 182,298（252,342）千円】

事業のポイント

美しい森林づくり推進国民運動の展開による国民への普及啓発活動により森林づくりへの参加を促すとともに、企業等の森林づくりをサポートする活動や地域住民等が参画する森林整備等への支援を行い、多様な主体による森林整備を推進します。

- ・ 平成19年2月より官民一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の取組が進められています。
- ・ この「美しい森林づくり」を実現していくためには、間伐などの手入れ不足の森林の解消が喫緊の課題ですが、森林所有者のみの取組でこれを解決することは困難です。
- ・ このため、民間主導の国民運動推進組織が行う普及啓発活動や企業等が参加する森林づくり活動、地域住民等が参画する手入れが遅れている森林の整備等への支援を行い、多様な主体による森林整備を推進することが必要です。

政策目標

以下の事項を目標として、取組を推進します。

- 毎年55万ha、6年間で330万haの間伐により間伐対象森林の8割を「美しい森林」にします。
- 100年先を見据えた広葉樹林化等多様で美しい森林づくりを推進します。

<内容>

1. 美しい森林づくり国民運動促進事業

- ① 国民運動の中核的な組織となる民間主導の全国・地方レベルの推進組織が行う普及啓発活動等を支援します。
- ② 企業やNPO等への活動フィールドの紹介、企業やNPO、森林所有者間の仲介など、企業等の森林づくりをサポートする活動を支援します。
- ③ 不在村森林所有者等が所有する森林を多様な主体による森林整備の活動フィールドとするための情報収集、働きかけ等を支援します。

2. 地域住民等との協働による美しい森林づくり推進事業

市町村など地域を単位として、地域住民、市町村、森林所有者、森林組合等が参画する協議会を設置し、協議会が行う以下の取組を支援します。

- ① 森林の現況調査、森林所有者の森林整備の意向や地域住民の森林に対するニーズの把握などによる「美しい森林づくり計画」の作成
- ② 「美しい森林づくり計画」に基づく地域住民等による景観保全のための簡易な刈払い、森林内への不法投棄防止のための巡視活動の実施

<補助率>

- 1 定額
- 2 定額、1／2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

【担当課：林野庁研究・保全課、計画課】